

太田小学校PTA会則

第1章 名 称

- 第1条 本会は太田小学校PTAと呼び、事務局を太田小学校におく。

第2章 目的及び活動

- 第2条 本会は父母またはそれに代る保護者と教師が提携し、地域社会の協力を得ながら、児童の福祉を増進し、心身の健全な発達をはかる。

- 第3条 本会は、前条の目的を達するために次の活動をする。

1. よい親、よい教師となるために研修する。
2. 家庭と学校が相提携して児童の安全保護につとめる。
3. 教育環境の整備充実をはかり、児童のために最も楽しい学校を実現するようにつとめる。
4. 人権同和教育の推進をはかる。
5. その他目的達成に必要な事項

第3章 方 針

- 第4条 本会は教育を本旨とする民主団体であって、次の方針に従って活動する。

1. 教育並びに福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏することなくもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会は自主独立の団体であって他のいかなる団体、機関による支配統制、干渉はこれを受けない。
4. 本会は本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
5. 本会は学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第4章 会 員

- 第5条 太田小学校に在学する児童の父母またはこれに代る保護者と同校に勤務する職員を正会員とする。

- 第6条 前条以外で本会の趣旨に賛同するものを特別会員とする。

- 第7条 正会員は会費を納めるものとする。
会費は年度始めの総会で決定する。

- 第8条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 役 員

- 第9条 本会には次の役員をおく。

会長1名、副会長3名、会計4名（P2T2）、監査3名、総務6名（P3T3）、顧問1名（校長）

- 第10条 役員は毎年年度始めの総会において選出する。役員の任期は1ケ年とし、再任を妨げない。

- 第11条 役員の任務は下記の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を司る。
又次の各会を召集する。総会、役員会。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
3. 総務は会長を補佐し、企画、調整及び事務処理に当たる。会長は代表総務1名を選出する。
4. 会計は会計事務に当たる。
5. 監査は会計及び会の運営を監査する。
6. 顧問は役員の諮問に応じる。

- 第12条
1. 本部役員の任期中、以下の号に該当した者は、本部役員数の3分の2以上の解任要求を以って、校長、教頭と協議し、その職を解任することができる。
 - (1) 「選挙規程第4条第2項」に満たない者
 - (2) 本部・太田小学校の評価を著しく下げる行為・言動のある者
 2. 解任（病気など自己都合含む）により空席となった役職は本部内より代理の選出、または役職変更を行うこととする。
 3. 「第12条 第1項・第2項」が発生した際は、書面にてPTA会員に速やかに報告する。

第6章 地区委員

- 第13条 各地区の会員より選出された男女若干名
第14条 委員の任務は次の通りとする。
1. 当該の地区において会員の中心となり、推進力となる。
 2. 会員の会費徴収に当たる。

第7章 会 議

(総 会)

- 第15条
1. 本会は年度始めに定例総会を開かなければならない。
 2. 必要に応じ臨時総会を開くことができる。
 3. 会長の判断で総会を書面決議により開催することが出来る。
 4. 書面決議によろうとする場合は、予め正会員に対して議案書を提示するとともに表決書を交付し、正会員は議案への賛否を表決書に記入のうえ、指定された期日までに提出する。
- 第16条 総会は会長が召集し、正会員の1／3以上の出席または表決書の提出をもって成立する。
- 第17条 決議は出席者または提出された表決書の過半数の同意を得なければならない。

(役員会)

- 第18条 役員会は、会の運営に関する企画立案を審議する。

第8章 会 計

- 第19条 本会の活動に要する経費は、会費及び寄附金その他の収入による。
- 第20条 会計は予算に基づいて行われる。
- 第21条 会計は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第22条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

- 第23条 規約の改正は総会において出席者または提出された表決書の2／3以上の賛成によって改正することができる。
- 第24条 慶弔規程及び選挙規程は別に定める。

慶弔規程

1. 会員（児童の父母又はそれに準ずる者）死亡の時は会長と地区委員が会葬する。
香料 ￥10,000
2. 災害の大なるときは、臨機に協議して見舞いする。
3. PTAに関係の深い町長、教育委員、教育長などの死亡の時は適宜協議する。
4. 児童死亡の場合、会長及びその学級・地区委員が会葬する。
香料 ￥5,000
5. 教職員死亡の時は適宜協議する。
香料 ￥10,000
6. 教職員の直系家族、配偶者死亡の時は香料 ￥5,000
7. 教職員の転退職の餞別は在籍1ヶ年毎に￥1,000をおくる。
8. 教職員の結婚の時は￥5,000お祝いする。
9. 教職員の出産の時は￥5,000お祝いする。
10. その他、必要と認めた時は適宜協議決定する。
11. この規程は昭和54年9月1日より実施する。
12. 会葬は太子町内とする。

附 記

児童教職員に病氣見舞、災害見舞する場合は会長の許可を得ることとする。